

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第21号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。2点ご質問いたします。

まず、附則第5条第1項に関することでございます。控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める。これは国の法律改正に基づくものでございます。それによりまして、合計所得900万円以下の納税義務者については配偶者特別控除が適用される範囲の配偶者所得の引き上げにより減税となる人が生まれます。またその一方、合計所得900万円を超える納税義務者については扶養している配偶者がいても配偶者控除、配偶者特別控除の減額により増税となる場合があります。当然、国の法律改正によるものでございますが、この改正に至った経緯ですね、どのような状況の中でこういうふうになったのかということをお聞きいたします。

2点目でございます。附則第17条の2に関してでございます。これは優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。これも法律改正に基づくものでございますが、それを平成29年度までのを32年度まで3年間延長するというものです。大治町、全町市街化地域でございます。非常に関係のある改正でございます。今までどれぐらいこの条例によって減税されたのかと。何件あってどれぐらいだったのかとそういうことの答弁をお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長兼税務課長若山 進君。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

まず1点目の控除対象配偶者また配偶者特別控除の見直しということの法律の改正の背景でございますが、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行うということで聞いております。

それから2点目の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例において、過去の統計をちょっととっておりませんが、28年中におきましては1人の方がこの特例でもって少し税金の方が軽減されております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里です。お伺いします。大半は国の方の地方税法の改正に伴って改正していくもので認めていくところでございますが、第59条のところ「あん分」を漢字の「按分」に改めるということで幾つか文言が出てまいります。今回、国の方の準則が変わって、こういった形になったのかなと思うんですが、この按分の「按」という漢字に改めていいのかどうかということでお伺いするんですが、辞書で調べていきますとこの「按」という字の意味は、「上から手で押さえる、なでさする、調べる、考える」こういった意味がございます。今回のこの文言でいきますと分割するというこの案件だと思うんですが、それからもう1つ「記者ハンドブック」でいきますと「按分」というのは三角がついておまして「案内」の「案」が正しいだろうということを出ているんですね。税法というのはできるだけ難しくつくっていくというのが国の方針のようですが、この時代に合っているのかどうかということですね。いかがですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

今議員にご指摘いただいております「按分」についてでございますが、これにつきましては内閣法制局長官から平成22年11月30日に通達が出ております。その中での使用をそのようにするというようなことになっておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第22号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正でございますが、5割軽減、2割軽減の対象者の軽減基準枠の引き上げ、また、平成24年3月議会の条例改正の中で「第」という文言を入れ忘れたことによる改正、この2点でございます。特に「第」を入れ忘れた、その訂正については軽微なものだと思いますが、関連してもっと重要な点についてちょっと指摘したいと思います。それは町の国民健康保険条例の第9条の保健事業、第2項第1号の中で診療所、病院の設置を行うというような趣旨のことが書いてあります。尾陽病院があるときには当然病院、診療所、病院が設置してあったんですが、いろんな経緯の中であま市民病院になって大治町は参加していないという中で、町国民健康保険条例第9条の中に診療所、病院の設置を行うというのが残っている。これについてはどうなのか、ちょっと問題提起をしたいと思うんですがその辺どうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

今回、地方税法と地方税法施行令の改正に伴って提案をいただいているんですが、提案については同意できるものがございますが、先ほど他の議員がしたところで今回改正するところで「大治町税条例（昭和29年大治町条例第8号）」というふうな提案になっております。私、大治町条例第8号を探そうと思って調べたんですが出てこない。先ほどもあったんですが、以前に税条例を改正したときにこの括弧部分が欠落しておって今回提案されていると思うんですが、また間違いを起こしているのではないかと。本来ここは大治町税条例ではないかと。大治町条例は存在しないんです。いかがですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

ただいまのご質問でございます。大治町の税条例につきましては昭和29年、町の条例として第8号として公布をさせていただいたことをここで表現させていただくものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

大変私の見間違いということで改めて認識します。ありがとうございました。

お伺いするのは、今回国の方の法改正に基づいて提案いただいているんですが、ただいまの「大治町税条例」を「大治町税条例（29年大治町条例第8号）」、この部分というのは国の方の法律改正でも何でも無いと思うんですね。そういう点でなぜ今回の提案になったのか、経過を説明願いたい。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長伊藤美紀雄君、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

ただいまのご質問でございますが、このものにつきましては今回の条例を改正する中でこの部分が漏れていたということがわかりましたので、今回の改正にあわせて改正をさせていただくものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

以前のこの提案のときにこの部分が漏れていて今回発見されたということですが、その原因について十分に検証されているのかどうかということですね。なぜこういった形になってきたのか。その原因究明が大変重要かと思うんですが、いかがですか。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

今回の国民健康保険税条例のことでございますが、昭和35年に全部改正して制定しておるものでございまして、過去の改正等をずっと照らし合わせまして昭和の時代において漏れたんじゃないかというところがありました。たまたま表現をする場合は同一の条例の中で複数表記をしなければならない場合のときには、最初のところで表記をするようになっておりますが、その表記のあったところが昭和の時代の改正において削除になったと。そのときに2番目のところにこの字句を追加すればよかったんですが、そのことが漏れたということがわかりましたので今回改正するものでございます。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君、原因の検証ということでご納得いただけましたか。もしあれでしたら追加で答弁させますが。いいですか。

○11番（浅里周平君）

結構です。

○議長（横井良隆君）

わかりました。

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第3、議案第23号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正でございます。議案説明会の中で町の消防団の中では該当者現在なしということでございますが、現在そういう方で補償の中で加算を受けている方がいないということだと思います。ですから、将来もなしということではないと思うんですが、それでいいのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほどは現在補償を受けている、加算を受けている方はいないということだと思っております、議案説明会の中で言われたのは、当然、将来的に影響を受ける、この条例改正で影響を受ける方がいると、いる可能性はあるとそういう公務災害があれば。ですから、非常に重要な条例改正だと私は思っております。例えば、扶養親族加算ですが配偶者改正前は433円が333円に減ると。あと、配偶者がいる場合の子供に関しては217円が267円にふえるなどなどふえる部分もあるんですが減る部分が多いわけです。当然国の法律改正に伴うものではありませんが、こういうような多く減額されているのが多いんですが、なぜこういう減額などが行われたのか。その背景をちょっと説明願います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

それでは背景を説明させていただきます。この背景になったのは一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法と申し上げておりますが、これの扶養手当の支給額が段階的に変更になる。これが例えば配偶者に係る手当は1万3000円、1万円、6,500円となっていくわけです。さらに子に係る手当は6,500円から8,000円とふえるものもあると。こういうところに倣って今回改正されたということでございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務教育常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第24号平成29年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

何点か質問させていただきます。

7ページのコミュニティ助成事業交付金、一般コミュニティ助成事業でございます。これはコミュニティ推進協議会で使うために机、椅子などを整備するもので西小コミュニティ推進協議会に手を挙げていただいたという議案説明での説明でございます。これ助成事業で購入した机、椅子などの所有権は町なのか、コミュニティなのか。また、町が所有権を持っている場合、コミュニティに管理を委託などすると思うんですが、きちっと契約書を交わすのかどうか。費用面等々含めてきちっとお答え願いたいと思います。

2点目でございます。9ページ、電子計算業務費の中で使用料及び賃借料、電算機器借上料で議案説明会の中でマイナンバー系、インターネット系、またもう1点、3つの系がある。それで管理されるパソコン、職員もふえているので必要だという点で理解できるものでございます。ただ、他の市町村を見ているとマイナンバーを導入したときにインターネット系と切るためにパソコンが非常に必要になって、足りなくなってきたという状況があります。大治町の場合、マイナンバーを導入したときにパソコンが足りないという話は聞いていない。現在、ほかのもう1つの系の関係、また職員がふえた関係でパソコンが足りなくなった、予備が必要になったということでございますが、果たしてそうだったのかと。マイナンバーを導入したとき自体に実際は足りなかったんじゃないのかと。他の市町村はそういうところが多かったと聞いております。その点どうなのか。以上2点をお聞きいたします。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

まず、一般コミュニティ助成事業の購入した物の所有権でございます。所有権につきましては西小コミュニティ推進協議会になります。契約というのは特にはないです。契約はなしということです。

次に電子計算機の方のパソコンなんですが、ネットワークを分割した段階でパソコンが必要だったのではないかとご質問ですが、大治町の手法としましては職員1台のパソコンを仮想というんですが論理的に分離するという方法をとりました。他の市町村では物理的に分割、分けているところもありまして、そういった場合には当初から1人の職員で2台パソコンが必要になったりとかそういったことでパソコンが多く必要であったと思います。うちは総務省の方から大丈夫だというような話もいただいております。

ので、仮想で分離をかけたというようなことで1台のパソコンで操作するんです。実際にはネットワーク的には論理上分離しているというような形の手法をとりましたので、当初から足りないということではありませんのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

コミュニティ助成事業交付金ですが、170万ですね。一応交付金を町にいただいと思うんですが、町にいただいた上で西小に物として交付する。買うのは町ですから机とか椅子等は町で買った上で、違いますか。だから、そうすると170万交付金を町でいただいた上でそれを所有権が西小になるということですから西小に交付するということですよ。西小コミュニティに。そこら辺ちょっとどうなっているのかということと、もう1つは議案説明会の中で他の2つのコミュニティにも使ってもらえるようにするということが、西小コミュニティに所有権がある中できちっと他のコミュニティに貸せるということ。口約束ではなくて契約書でやっぱり交わさないとそれは後々問題になることもあると思うわけで、そこら辺はどうなっているのか。また、先ほど答えかけていただいた保管場所の点。やはりそこも大治町では保管していたとしても所有権が西小コミュニティにあるんだったら貸さないとわれればよそには貸せないわけですから、口約束ではなくてちゃんとそこは契約書をきちっと西小コミュニティ推進協議会と交わしていただきたい。いろんな問題点が出てくる可能性があるわけですから、そこら辺をきちり町としてやっていただきたいと思うわけですが、その点どうでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長水野泰博君。

○企画課長（水野泰博君）

まず助成の仕方ですね。西小コミュニティに対しては町が物を買うわけではなくて西小コミュニティさんが購入をするような形です。大治町としては助成金を受けてそれを今回補正を上げさせていただいております助成事業交付金として西小コミュニティに交付する形をとらせていただきますのでよろしくお願いします。

○総務部長（桑野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長 糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

それから、運用の点についてもご質問をいただいております。この点についてはまだ今問題が起きているわけではないと。問題が起きたことを前提としたご質問には答弁は差し控えさせていただきたい。ただし、各コミュニティが集まった総会の中ではお話は申し上げておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番 吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今ちょっと総会でお話しされたということですが、西小コミュニティはまだ総会を行っていませんので、他のコミュニティに説明されたかもしれませんが、ただ所有権としては西小コミュニティ推進協議会にあります。問題が起きてからでは困るんです。問題が起きる前にやっぱりきちっと運用については書面で交わさないと。行政、やはり書面で交わす、口頭ではなく書面で交わすのが行政の原則ですからそこはきちりとやってもらわないとそれは後々問題が起きたときに行政側も困りますし、議会議員としても困りますのでこれはきちっとやっていただきたい。契約書をやっぱり交わしていただきたいと思います。

もう1点は9ページの電子計算業務費の点でございますが、議案説明会の中ではマイナンバー系とインターネット系、もう1つの系についての説明がありまして、もう1つの系、ちょっと初めて聞いたのでそこら辺の説明と、新たにその系に接続するようになったのか、そこら辺の経緯をお願いいたします。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

前段ということで答弁させていただきます。私、総会と申し上げましたのは西コミの総会と言っておるわけではなくて、3コミュニティが集まられて一緒になった3コミュニティの連絡会がございました。そこの中できちっと申し上げたということでございます。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

もう1点、ネットワークを3つに分けたということでマイナンバー系とインターネット系と1つはLGWAN系といいます。LGWANというのは主に国、県とその他自治体、行政機関とのやりとりに使う国が構築した線ということでやりとりとしては愛知県とか国とのやりとりに使われるネットワークという形になりますのでお願いします。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。同じく9ページのコミュニティ助成事業交付金のところがございます。170万のところがございますが、前議員のところでもやりとりがあったわけなんですけど、物として机とか椅子とか台車なんかを購入していく。西小コミュニティさんが購入していくということで保管場所のことも言われたんですが、これもコミュニティの課題になっていまして保管場所について物があれば倉庫等というのが必要だということになってくるんですよね。これから今、西小コミュニティがやっていくわけなんですけど、これから南小、大治小というようなコミュニティの交付事業として行っていくものがあるかどうかという点と保管場所の問題点をどういうふうに捉えられているかという点を質問したいと思います。お願いします。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長水野泰博君。

○企画課長（水野泰博君）

まず助成事業ですね、これは一般財団法人の自治総合センターの方が行っておる一般コミュニティ助成事業ということになりますけど、これは毎年照会がこれまではかかっております。今後なくなるという話はまだ聞いておりません。以上です。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

保管場所の質問もいただいております。保管場所につきましては、大治小学校の東側にあります倉庫、これは大治町所有の倉庫でございますが、ここに保管をする予定でございます。したがって、大治西小コミュニティの持ち物ですのでその部分については行政財産の使用願を出していただくということでございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

交付金事業に対しては毎年照会があつてやっていく。だから、これからも各コミュニティの要望があればそれに応じていくという姿勢ということで理解をいたします。

保管場所に関しては、行政の中の倉庫を貸し出しをするということですよ。これが以前から問題視をされているところが各コミュニティのところで持ったらどうかということが持ち上がっているわけでございます。その点のところを承知おきしているかどうかという点、これ連絡協議会の中でも議題になっておると思います。その点のところのお答えをいただきたいのと、現況盆踊りのところ、やぐらなんかも同じことだと思いますが、あれも交付事業で買っていただいて、それを町が保管しがてら事業を行っているという現況もありますのでそれも含めてお答えを願いたいと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

まず盆踊りに使う道具でございます。これについては大治町が所有しておりますのでコミュニティが所有しておるわけではございませんので、今のところその場所に保管しておるということです。

それから各コミュニティがそれぞれ保管場所については非常に困っておることは認識しております。しかしながら、今回のこの物件については3コミがそれぞれ使いやすいところということを考慮いたしまして行政財産の使用願を出していただいて、そこに保管して各コミュニティが使えるというふうに運用していきたいと考えております。

○議長（横井良隆君）

他にございませんか。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里でございます。13ページの負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業交付金でございます。第三東部が今回防災の関係の機材を買うということでこの助成事業交付金を受けるんでございますが、第三東部といいますと集会所もないし、それからそういった保管場所もないんでございますが、今回民家の倉庫を借りて保管するというところでございますが、こういった機材、一定の年限を保管していかないかということになってくると思いますが、この民家の倉庫、十分それに耐え得る担保されているかどうか。民家の倉庫を借りることが十分担保されているかどうか。このことはずっと古い話になりますが、大治町で農業振興でネギを植栽、モロヘイヤの前だったと思うんですが、その振興のために倉庫を助成事業で、この交付金ではございませんよ、町の仕事としてやったことがございまして、堀之内のあるところに建設されたんですが3年ぐらいでそこから撤去されて今は八ツ屋の方に移動しているんですが、そういったことがございました。そういう点では民家ですから民家の都合も出てくる可能性があるんですね。だから、そういう点でこの償却に十分耐えられる担保があるのかどうかでございまして、いかがですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず保管場所につきましては、これは第三東部地区の自主防災会の中で十分話し合われてそこに置くということを決められたと聞いております。したがって、その中で今担保はされているという認識でございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

大治町の直接の財産ではないんですが、助成を受けるということはやっぱり財産だと思うんですね。そういう点で今回第三東部に交付金を出していくんですが、やはりこのことは保管場所に関して、十分に担保されなければならないと私は思うんですね。

第三東部の自主防災で十分に話し合われたということ、そのことは別に否定するものではないんですが、2年たって家主の都合で出ていってくれとなった場合に行き場所に困ると思うんですよ。そういう点で私が心配するのはそういった担保が十分に確認されておるかどうかなんですよね。そこら辺をこれからの事業ですから十分に配慮に入れていただいて交付をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

ご心配のことと思います。この点につきましては十分地区の自主防災会と話をさせていただきたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第5、議案第25号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

9ページ、退職被保険者等高額療養費に関してでございます。予算で見込んでいたのよりも実際かかってきたと。そういう今までの実績の中でかなと思うんですが、予算でこれはどういうふうに見込んだ結果、ちょっと実際は違ってきたのかというところの説明というかそこら辺の話をお願いいたします。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（伊藤美紀雄君）

この退職者医療でございますが、平成27年3月をもちまして新たな受け入れは廃止となりました。既存の該当者65歳になるまでの間の方を今の予算の中で対応しておるわけでございますが、年々年齢要件によって該当者が減ってきますので、今年度については月額10万円を見込んで120万という予算を計上させていただきましたんですが、想定外としまして4月・5月等の支払いで循環器系の病気、それから悪性新生物の病気等々がございまして、一つの例を挙げますと循環器系の病気で医療費350万かかっております。それに対する高額医療費の支払いが103万8000円ということでございますが、我々としても非常に苦慮しました結果、今後の支払いのこともありますので今回補正を上げさせていただきますのでございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、福祉建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 散会